

奄美市社会福祉協議会行動計画

職員が、その能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1 行動期間 平成27年4月1日 ～ 平成32年3月31日 までの5年間

2 内容

目標

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、労働者に対する制度の周知や情報提供及び相談体制の整備の実施

対策

妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、取得できる有給休暇制度があるので、社内報等を活用し制度の周知を図るとともに、取得の促進を図る。

平成27年4月1日より実施

目標

育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備として、育児休業に関する規定の整備、労働者の育児休業中における待遇及び育児休業後の労働条件に関する事項についての周知

対策

育児休業に関する規程があるので、社内報等を活用し制度の周知を図るとともに、取得の促進を図る。

平成27年4月1日より実施

目標

育児休業を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするために、管理職の手前の職階にある女性労働者を対象とした、昇格意欲の喚起又は管理職に必要なマネジメント能力等の付与のための研修の実施

対策

社内報等を活用し制度の昇格意欲の喚起を図るとともに、社外研修への参加を促進する。

平成27年4月1日より実施

目標

育児休業を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするために、企業トップ等による女性の活躍推進及び能力発揮に向けた職場風土の改革に関する研修等の取組

対策

社内報等にて様々な情報を提供することによって職場風土の改革を図るとともに、定期的に社内研修を実施する。

平成27年4月1日より実施

目標

育児休業を取得し、又は子育てを行う女性労働者が就業を継続し、活躍できるようにするために、女性労働者の育成に関する管理職研修等の取組

対策

社内研修によって知識の習得を図るとともに、管理職を対象とした社外研修への参加を促進する。

平成27年4月1日より実施

目標

育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、労働基準法に基づく産前産後休業など諸制度の周知

対策

社内報等によって情報提供をすることにより、周知を図る。

平成27年4月1日より実施